平成２２年（フ）第４８６号
札幌市北区新琴似７条15丁目８番10号
債務者　齋藤　誠子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３４号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番15号
債務者　田中　雅廣
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３５号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番15号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７９号
札幌市白石区中央３条５丁目８番３号　第２清和ハイツ202号
債務者　宮田　　瞳
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８８号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目100番地10　クリーンリバーフィネス菊水206号
債務者　酒井　英樹
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１９号
北海道江別市野幌住吉町38番地の１　リーセント住吉502号
債務者　鈴木　美幸（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２０号
北海道江別市東野幌本町10番地の９
債務者　千田　七緒（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２３号
札幌市北区新琴似５条８丁目８番１号
債務者　白川美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４２号
札幌市清田区北野６条４丁目１番５―303号
債務者　田中奈緒美（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４４号
札幌市白石区菊水５条２丁目１番４号　しらぎく荘407号
債務者　田口みゆき（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５０号
札幌市西区西野７条５丁目９番12号　西野パークマンション１―103号
債務者　金子　美雪
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５８号
札幌市中央区南５条西７丁目９番地４　ドミ18ロイヤル802号
債務者　杉村　育美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０号
さいたま市中央区上峰２丁目６番25号　ヴィラウェストウッド201号
債務者　中野　良子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
埼玉県志木市上宗岡２丁目19番36号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
さいたま市見沼区東大宮２丁目54番地３　ファミール東大宮Ｄ―201
債務者　池田　道代
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
埼玉県比企郡嵐山町大字古里516番地２
債務者　大塚富美恵
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０８号
埼玉県児玉郡神川町大字八日市599番地７
債務者　木村　寛子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６号
千葉県東金市田間780番地10
債務者　田中シツイ
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係